

自由財産②（実務の運用，同時廃止）

28 字× 107 行内

弁護士 小松陽一郎（コマツヨウイチロウ）

破産法 34 条では，99 万円までの現金以外の債務者所有財産が自由財産として認められるには，破産財団から解放するための拡張の裁判が必要であるが，実務の運用としては，一定の範囲のものについて拡張決定を不要とする方向で検討がなされている。

また，同時廃止を認める基準も緩和される傾向にあり，さらに，破産法 249 条は，同時廃止であっても免責手続中の強制執行は許さないこととなった。

破産手続における債務者財産の換価に関する基準案

前回に説明したとおり，破産法 34 条 3，4 項は，99 万円までの現金以外の破産者所有財産（但し，民事執行法上の差押禁止財産等は除く）は，たとえ預金等であっても一旦は破産財団とし，例外的に，財産の種類・額，破産者の収入を得る見込み等を考慮して，破産管財人の意見を聞いた上で民事執行法と同様に自由財産の範囲拡張の決定があれば，破産者の手元に戻せるという構造となっている。中間試案では，金銭に代えて預金債権等の金銭債権を自由財産とすることを選択することができる方向で考えられていたが，立法技術的に難しいこともあり，このような規定ぶりとなった。

しかし，銀行等に預金をしておくことが多い実態があることや，範囲拡張の手続をしばしば行わなければならないとすると，裁判所の負担が著しく重くなってしまうという問題があるため，簡便な処理方法が検討されているところである。

そこで，現在裁判所等で検討されている運用案を紹介する（〔 〕内は筆者のコメントである）。もっとも，今後さらに修正される可能性は残っている。

1 換価等をしない財産

(1) 個人である債務者が有する次の①から⑩の財産については，原則として，破産手続における換価又は取立て（以下「換価等」という。）をしない。

- ① 99 万円に満つるまでの現金
- ② 残高が 20 万円以下の預貯金
- ③ 見込み額が 20 万円以下の生命保険解約返戻金
- ④ 処分見込額が 20 万円以下の自動車
- ⑤ 居住用家屋の敷金債権
- ⑥ 電話加入権
- ⑦ 支給見込額の 8 分の 1 相当額が 20 万円以下である退職金債権
- ⑧ 支給見込額の 8 分の 1 相当額が 20 万円を超える退職金債権の 8 分の 7
- ⑨ 家財道具
- ⑩ 差押えを禁止されている動産又は債権

(2) 上記(1)により換価等をしない場合には，その範囲内で自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱う〔いわば，黙示の拡張決定があったものとして取り扱う趣旨〕。

2 換価等をする財産

(1) 債務者が上記 1 の①から⑩までに規定する財産以外の財産〔例えば，売掛金や 30 万円の預金〕を有する場合には，当該財産については，換価

等を行う。ただし、管財人の意見を聴いて相当と認めるときは、換価等をしないもの〔例えば、30万円の預金を解約しないまま債務者に引き渡す〕とすることができる。

(2) 上記(1)ただし書により換価等をしない場合には、その範囲内で自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱う〔したがって、債務者の自由財産となる〕。

3 換価等により得られた金銭の債務者への返還

(1) 上記2の規定により財産の換価等をした場合において、換価等により得られた金銭の額及び上記1の①から⑦までの財産(⑦にあっては、退職金債権の8分の1)のうち換価等をしなかったものの価額の合計額が99万円以下である場合には、管財人の意見を聴いて、当該換価等により得られた金銭から管財人報酬〔換価等の手間をかけたことへの報酬〕及び換価費用を控除した額の全部又は一部を債務者に返還させることができる。ただし、その財産の存在を債務者が申述しなかったとき〔財産隠し等があった場合〕、その他返還が相当でないと認めるときは、この限りでない。

(2) 上記(1)により債務者に返還された金銭に係る財産については、自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱う。

4 この基準によることが不相当な事案への対処

この基準によることが不相当と考えられる事案〔例えば、上記①～⑦までの合計が多額となるような場合〕については、管財人の意見を聴いた上、この基準と異なった取扱いをするものとする。

同時廃止に関する改正

1 同時廃止基準への影響

上記の換価基準案は、あくまで債務者財産換価のための基準であるから、例えば、99万円の現金を有している債務者が管財人の選任されない低廉な同時廃止手続を利用できるということにはならない。しかし、民事執行法の改正により、従来よりは同時廃止が認められる可能性が高くなったことは間違いないであろう。例えば、大阪地裁では、従来は個別資産ごとに20万円未満でかつ合計が50万円未満であれば管財人を選任しないというダブルスタンダードがあったようであるが(他では、例えば、このダブルスタンダードがなく、合計で50万円未満であれば良いとするところ、財産の種類ごとに上限を設定しそれぞれが上限内であればよいとするところ、等がある)、この4月からはこれが66万円にアップされている。その点からすれば、手元財産が残っている段階での早期の自己破産が可能となったといえよう。

2 免責手続中の個別執行の中止・禁止

最三小判平2・3・20(民集44巻2号416頁)以降、同時廃止事案では、免責手続中に個別執行が行われ、自由財産(特に新得財産)を差し押さえられることにより債務者のフレッシュ・スタートが阻害されるケースがかなりあった。

改正法249条1項は、「免責許可の申立てがあり(改正法248条4項で、破産手続開始の申立てをした場合には、原則として免責許可の申立てをしたものとみなす、とされている)、かつ、第216条第1項(同時廃止)の規定による破産手続廃止の決定…があったときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権(商法の規定によるものを除く。)による競売(以下この条において「破産債権に基づく

強制執行等」という。)又は破産債権に基づく国税滞納処分は
することができず、破産債権に基づく強制執行等の手続で破産
者の財産に対して既にされているものは中止する。」と規定し、
個人債務者の経済生活の再生の機会が確保されることとなっ
た。なお、この個別執行中止等の対象には非免責債権も含まれ、
中間試案で議論された個別執行の中止等の解除の制度は採用さ
れなかった。

したがって、破産手続を利用した場合、免責手続中も自由財
産が脅かされることはなくなった。

